# はやしやグループ人権方針

はやしやグループは、経営理念「私たちは、人のため、社会のためになる会社をつくります」のもと、お客様、お取引先、地域社会、従業員などあらゆるステークホルダーの皆様に支えられ、身近な暮らしと社会の発展に資する事業活動に取り組んでいます。

私たちのあらゆる事業活動の礎は人と社会にあります。

私たちはすべての人の人権を理解し、人権尊重の責任を果たすため、ここに「はやしやグループ人権方針」を定めます。

また私たちは本方針の実践を通じてステークホルダーの皆様と協働し、人権が尊重される持続可能な社会を協創します。

※「はやしやグループ」とは株式会社はやしやおよびその子会社（株式会社デイリーはやしや、株式会社はやしや保育園）の総称です。

**1. 人権に対する基本的な考え方**

はやしやグループは「国際人権章典（国連）」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」などの人権に関する国際規範を支持し、最大限尊重します。

**2. 適用範囲**

本方針は、はやしやグループのすべての役員と従業員※に適用します。

はやしやグループは、当社グループの商品やサービスに関するすべてのビジネスパートナーに対して本方針の遵守を期待します。

※「はやしやグループの役員と従業員」とは、取締役、監査役などの役員および正社員、シニア社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイトなど、はやしやグループの業務に従事する者すべてをいいます。

**3. 人権尊重の推進体制**

本方針を実現するため、取締役会の監督のもと人権尊重の取組みをグループ管理部で推進します。

**4. 人権デュー・ディリジェンスの実施**

はやしやグループは、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への悪影響を防止または軽減することに努めます。

私たちの事業活動が人権侵害を引き起こしている、あるいは、それを助長していることが明らかになった場合は、その是正・救済に取り組みます。

また、私たちの事業活動が引き起こした、あるいは、助長したものでなくても、取引関係によって私たちの商品・サービスが人権侵害に直接関与している場合も、是正への働きかけを行います。

5. 救済措置

はやしやグループは、内部通報制度の適切な運用や苦情への対処などにより、人権侵害の予防、早期発見および再発防止に努めます。事業活動により人権に対して負の影響を与えた、またはこれに関わったことが明確になった場合には、適切な手続きを通じて必要な救済を図ります。

6. ステークホルダーとの対話・協議

はやしやグループは、人権に対する負の影響が生じている場合や負の影響が生じるリスクがある場合、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

7. 教育・啓発活動

はやしやグループは、本方針への理解を促進し、役員と従業員に対し、適切な教育・啓発活動を継続的に実施します。

8. 情報開示

はやしやグループは、人権尊重の取り組みについて、適時ウェブサイトで開示します。

9. 重点取り組み

はやしやグループは、下記の項目について重点的に取り組みます。

(1) ハラスメントなど 非人道的な扱いの禁止
(2) 強制労働の禁止
(3) 児童労働の禁止
(4) 差別の禁止
(5) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供
(6) 適切な労働時間の管理
(7) 適切な賃金の確保
(8) 安全な商品・サービスの提供

2023 年 8 月 4 日
株式会社はやしや
代表取締役社長　松田好功